

令和 3 年度介護サービス事業者 集団指導研修

【事業所の運営について】

＜廿日市市福祉保健部高齢介護課＞

事業所の運営について

事業者の指定について

- 介護サービスを提供しようとする事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、事業所ごとに指定を受けることが必要。
- この指定は、保険給付を行うのにふさわしい質を有するサービスを提供する者を特定する行為。
- このため、指定を受けた事業所は、人員基準・設備基準・運営基準等を常に満たし、事業運営することが求められる。

【指定基準について】

- 人員基準・設備基準・運営基準等の指定基準については、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの。
- この基準については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において、介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされたところ。
- このため、廿日市市では、次の条例を制定。
 - ・廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）
 - ・廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）
 - ・廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）
 - ・廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第2号）
- なお、基準については、
 - ・従業者に係る基準及び従業者の員数、居室等の床面積、利用定員（認知症対応型通所介護）、人権に直結する運営基準については、厚生労働省令で定める基準に従って
 - ・利用定員（認知症対応型通所介護を除く）については、厚生労働省令で定める基準を標準として
 - ・その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされており、廿日市市においては、いずれも厚生労働省の基準と同様の基準を定めている。

各サービスの基準について

廿日市市が指定・監督を行うサービス

基準

介護給付を行うサービス

◎ 地域密着型介護サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

◎ 居宅介護支援

○ 廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

○ 廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第2号）

行うサービス
予防給付を

◎ 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎ 介護予防支援

○ 廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）

○ 廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）

サービスを行う
第1号支給費

○ 訪問型サービス	訪問介護型サービス（従前相当）
	生活援助型訪問サービス（訪問A）
○ 通所型サービス	通所介護型サービス（従前相当）
	短時間型デイサービス（通所A）

○ 廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年告示第45号）

更新・新規指定申請の手続きについて

○ 更新・新規指定申請の流れは、次のとおり。

① 事前相談
(指定予定日の3月前まで)

- ・指定月の3月前までに、事前相談を行ってください。
- ・事前相談では、指定申請に係る質問、事業者の事業計画の確認、平面図等による設備面の相談等を行います。
- ・設備面での相談の場合、持参いただく平面図等については、正確かつ鮮明で、スケールなど判断に必要な情報が入ったものをお願いします。
- ・事業を行うに当たり、その物件が都市計画法や建築基準法などの他法令の基準違反に抵触しないか、事前に所管部署で確認を行ってください。

② 書類提出
(指定予定日の2月前まで)

- ・更新・新規指定申請の書類の提出期限は、指定予定日の**2月前の月末**です。
- ・提出すべき書類が、期限までに全てそろっておらず、書類の記載不備や不足等があった場合は、受理ができず指定することができません。
- ・訂正する時間を考慮し、提出締切日でなく、早めに提出してください。
- ・介護保険法とは別に老人福祉法の規定により、広島県知事に届出が必要な場合があります。

③ 書類審査・現地調査
(指定予定日の1月前前後)

- ・書類提出後に、具体的な内容の審査を行い、必要な補正をお願いします。
- ・必要な補正がなされない場合や、指定要件を満たさないことが判明した場合は、指定できませんのでご注意ください。
- ・現地調査については、書面審査終了後に、設備や備品等が実際に設置されているかどうかの確認を行います。

④ 指定

- ・廿日市市で指定を行うのは、原則として各月の1日です。
- ・指定が決定した旨は、書面で通知を行います。

○ 更新・新規指定申請に係る書類は、廿日市市のホームページに掲載。

[トップページ](#) > [高齢介護課](#) > [地域密着型サービス](#) > [指定・更新申請書類などの様式集](#)

※居宅介護支援、総合事業も同様。

ちようどいい、あつけた。

廿日市市
はつがらし

本文へ | 利用の仕方 | Language | サイトマップ | 背景色: 白 | 文字サイズ: 標準 | 拡大

分類で探す | 担当部署で探す | カレンダーで探す | 地図で探す | Google 検索

暮らしの情報 | しごとの情報 | 観光情報 | 市政情報

現在地: [トップページ](#) > [担当部署で探す](#) > [高齢介護課](#) > [指定・更新申請書類などの様式集](#)

指定・更新申請書類などの様式集

印刷用ページを表示する | 掲載日: 2021年9月14日更新

新規申請および更新申請の様式は、次の表からダウンロードしてください。
事業所・施設の指定は、月1回、毎月1日付けの指定です。
申請書の提出期限は、指定を受ける月の前々月末が提出期限です。(ただし、2月1日指定分の申請書の提出期限は1月6日)
※介護保険法とは別に老人福祉法の規定により、広島県知事に届け出が必要な場合がありますので、[広島県のホームページ](#) (外部リンク) を確認してください。



地域密着型サービス・総合事業については、廿日市市以外の市町村の被保険者が利用している(する)場合は、当該被保険者の保険者である市町村に対して指定更新等の手続きが必要。

変更・廃止の届出について

- 介護保険事業者は、次の場合に該当するときは、指定権者（広島県又は廿日市市等）に届け出ることが介護保険法等により義務付けられている。
 - ・事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
 - ・加算や減算等の介護給付費算定に係る体制に変更があったとき
 - ・事業を廃止又は休止しようとするとき
- 届出事項と届出期限は、次のとおり。

届出種類	届出事項・届出期限等
変更届	変更があった日から 10日以内
体制届	<p>【加算の算定】</p> <ul style="list-style-type: none">○訪問・通所系、居宅介護支援（認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外のサービス） 加算算定開始月の前月15日まで○施設・居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） 加算算定開始月の当月1日まで <p>-----</p> <p>【加算の取り下げ】</p> <p>加算の算定要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに郵送等により加算の取り下げの届出を行う。</p>
廃止届 休止届	廃止日の1月前までに提出 ※利用者のサービス利用に支障が生じないよう、当該利用者の居宅介護支援事業者と連携し、他の介護サービス事業者を紹介するなど必要な措置を速やかにとってください。

事業所の移転・レイアウト変更について

- ・事業所の移転・レイアウト変更については、変更内容の程度に関わらず、変更予定日の1か月前までに図面の提出を行うなど事前相談をしてください。
- ・なお、事業所の移転や、大規模な改修等で建物自体の工事が必要な場合は、工事を開始する前に図面確認を終えるようにしてください。

現地確認について

- ・変更届の内容について、レイアウト変更予定日前に現地確認をさせていただく場合があります。実際の状況と届出内容とで差異があった場合には、変更が認められないことがありますのでご注意ください。主に確認させていただく内容は次のとおりです。
 - 図面どおりに施工されているか
 - 必要な設備が基準どおり確保できているか
 - 必要な備品類が設置されているか

指定申請・変更時に留意いただきたいこと

1 常勤

- 常勤とは、**当該事業所**における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうもの。（老企22第二・2・（3）・①、老企25第二・2・（3）等）
- 32時間を基本とするという意味は、「32時間が最低となる」という意味。この常勤の時間は、法人ごと又は事業所ごとに規定。
- 常勤、非常勤の区別は、事業所等で規定した時間数を勤務するかで区別されるものであり、**正社員、パート等で区別するものでない**。

【参考】

就業規則がある場合	就業規則に定められた勤務時間
就業規則がない場合	常勤職員との雇用契約書に記載された勤務時間

2 専従

- 原則として、サービス提供時間を通じて当該サービスの当該職種以外の職務に従事しないことをいうもの。（老企 25 第二・2・（4）他）

3 兼務

- 兼務とは、他の事業（他のサービス）の他の職種又は同一事業所の他の職種と兼務（例えば管理者と介護支援専門員との兼務）をすることを言う。
- 他の場所又は、他の法人の事業と兼務する場合は、その者が法人としては常勤であっても介護保険上は非常勤となる。

4 常勤換算

- 非常勤の人の勤務時間について、常勤の人であれば何人分に当たるか計算することを言う。（老企 25・第二・2・（1）他）
- 各職種で常勤時間働く常勤の人は、元々 1 なので計算しない。
- 合計で常勤時間働いているが、職種を複数兼務する場合は、常勤換算する職種に配置された勤務時間のみが常勤換算の対象となる。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{当該事業所の非常勤従業員の 1 週間（又は 1 月）の総勤務延時間数}}{\text{当該事業所の常勤者の勤務時間数}}$$



常勤とは当該事業所における勤務時間に着目するもの。法人としては常勤職員として雇用していたとしても、2以上の事業所で勤務する場合は、原則として非常勤扱いとなる。

指定申請・変更・報酬算定時等に留意いただきたいこと

- 次の内容が、指定（更新）申請時、変更届時に留意いただきたい事項です。

指定（更新）申請書

- 提出日の日付の記載がない。
- 指定を受けたサービスが選択されていない。
- 法人、事業所の郵便番号が異なっている。
- 登記事項証明書に行うサービスの記載がない。

指定に係る記載事項

- 管理者の兼務関係が未記入。
- 「従業者の常勤、非常勤、専従、兼務の員数」が、「勤務形態一覧表」又は「運営規程」と相違している。
- 営業日、年間の休日が運営規程と相違している。
- 常勤換算の人数に誤りがある。
- 「主な掲示事項」の営業時間の備考欄にサービス提供時間を記載していない。

【記載例】

主な 掲 示 事 項	営業時間	平日 8:30 ~ 17:30	土曜 8:30 ~ 17:30	日曜・祝日 8:30 ~ 17:30
	備考	サービス提供時間 9:30~16:30		
	利用料	法定代理受領分 法定代理受領分以外		

勤務形態一覧表

- 勤務形態の記号が正しく記載されていない。
- 法人として常勤職員している者が、複数事業所で勤務した場合でも常勤としている。

A・・・常勤専従 C・・・非常勤専従
B・・・常勤兼務 D・・・非常勤兼務

運営規程

- 従業者の員数（常勤、非常勤）が「指定に係る記載事項」の員数と相違している。
- 営業日、年間の休日が「指定に係る記載事項」と相違している。
- 事業の実施地域が「指定に係る記載事項」と相違している。



- 令和3年度介護報酬改定において、運営規程の「従業者の員数」については、「●●人以上」という表記が可能となりました。
- この記載をした場合、従業員の員数に変更があっても運営規程の人数を満たしている場合、員数の変更に係る変更届出の提出が不要となります。

利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

- 事業実施地域に係る市町及び広島県国民健康保険団体連合会の担当部署、電話番号が未記入。
- 電話番号等が異なっている。

【記載例】

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
・・・
○行政機関
広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783
廿日市市福祉保健部高齢介護課 認定・指導グループ 0829-30-9196

従業者一覧表

- 従業者の生年月日が異なっている。
- 勤務形態（常勤・非常勤の別）が異なっている。

指定申請・変更・報酬算定時等に留意いただきたいこと

変更届

- 届出日の記載がない。
- 提出期限が守られていない。
- 広島県（西部厚生環境事務所）に提出されるものが提出されている。
- **運営規程に変更（例：管理者、生活相談員、サービス提供責任者）があるが、長期に渡り変更届が提出されていない。**
- 事業所の移転に際し、予め相談がされていない。

体制届

- 提出期限が守られていない。
- 体制届のみ添付し、体制等状況一覧表の添付がない。
- 加算に必要な添付書類（確認書類）がない。
- 算定要件を満たしていない。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aについて

令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aは、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護報酬](#) > [令和3年度介護報酬改定について](#)

令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定について

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定の主な事項](#) [2,261KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定における改定事項について](#) [2,565KB]

介護報酬改定Q&A

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.1\)](#) [640KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.2\)](#) [378KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.3\)](#) [1,449KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.4\)](#) [1,012KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.5\)](#) [623KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.6\)](#) [234KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.7\)](#) [376KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.8\)](#) [487KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.9\)](#) [164KB]

[PDF](#) [令和3年度介護報酬改定Q&A \(Vol.10\)](#) [246KB]

全国で指摘された介護報酬算定に係る誤り

年度	サービス	内容
令和2年度	通所介護	通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る基準に該当していなかった。
令和元年度	訪問介護	減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。
令和元年度	通所介護	事業所と同一建物に居住する者等に対して通所介護を提供していたのに、1日につき94単位を所定単位数から減算していなかった。
平成30年度	通所介護	事業所に配置している機能訓練指導員等に、個別機能訓練計画を作成させていたものの、作成後、3月ごとに1回以上の頻度で当該要介護者の居宅を訪問させていないなどとして、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る基準に適合していなかった
平成29年度ほか	通所介護	介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。

会計検査院の各年度の決算検査報告「第3章 個別の検査結果」の「第1節 省庁別の検査結果」の「厚生労働省」より表現を一部改変。

指定（更新）申請・変更届・体制届等の様式について

- 指定（更新）申請・変更届出等の様式については、市ホームページにおいて公開しているところ。
- 介護分野の文書については、文書に係る負担軽減のため、国において標準様式が示されるなど取り組みが進められている。
- こうした状況の下、廿日市市においても、広島県などの他団体の状況を踏まえつつ、押印の廃止など様式を変更していることから、市ホームページに公開されている新しい様式を使用し、申請等を行って頂きたい。

指定（更新）申請

- 地域密着型サービス・居宅介護支援の指定（更新）申請書の様式について、押印を含め、国様式と同様の様式に変更。総合事業も同様。
- 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を国の様式に変更。

変更届

- 地域密着型サービス・居宅介護支援の変更届の様式について、押印も含め、国様式と同様の様式に変更。総合事業も同様。

体制届

- 地域密着型サービス・居宅介護支援については、既に国様式と同様のものを用いている。
- 総合事業については、国様式ではどの事業所から提出されたか不明であることから、事業所名の欄を設けている。なお、国様式を用いる場合であっても、様式の空欄に事業所名の記載があるものは受理する。

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

- 「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その2）」（令和3年3月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡）により示された、**国の参考様式を採用。**

掲載ページ

廿日市市 高齢介護課 🔍

ホーム> 高齢介護課> 地域密着型サービス> 報酬算定に係る体制の届出等
※居宅介護支援、総合事業も同様。

体制届・変更届などの様式集

印刷用ページを表示する 掲載日：2021年4月8日更新

令和3年度の介護報酬改定にかかる体制届について

令和3年度介護報酬改定にともなう体制届等の届出および改定にかかるお問い合わせについては、「[令和3年度介護報酬改定にかかる体制届および問い合わせ](#)」をご確認ください。

体制届

介護給付費に関する体制に変更（減算となる場合も含む）があった場合に提出するものです。

算定開始月のルール

令和3年4月1日付で加算を算定する場合は、令和3年4月15日までに提出してください。その他は下記の通りです。

訪問・通所系	小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	加算	届け出日が毎月15日までは翌月、16日以降は翌々月から算定
居宅介護支援	居宅介護支援	減算	速やかに届け出ること (事業の発生日は適用年月日)



変更届など書類提出の際は、市ホームページに掲載している最新の様式を使用してください。



今後も文書負担軽減の取組として、様式などの見直しを行っていく予定です。

運営に関する質問等について

- 福祉保健部高齢介護課では、日々、介護保険事業所の皆様からの質問をお受けしていますが、電話による質問が多数となり、その場に対応することが困難な状況になっております。
- そのため、高齢介護課へお寄せいただく質問については、**原則として電子メール等により質問様式に記載する方法**でお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- また、日々多くの質問をお受けしている関係上、回答までにお時間を要しています。まずは、介護報酬の解釈（「1 単位数表編」、「2 指定基準編」、「3 QA・法令編」）等の各種資料でご確認いただきますようお願いいたします。
- その上で、ご質問をいただく場合は、ご確認いただいた各種資料の該当箇所を明記した上で、F A X 又は電子メールでお問い合わせください。ご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

問合せ先

- 廿日市市の次のページに問合せ様式、問合せ窓口を掲載しています。

廿日市市 高齢介護課 🔍

ホーム> 高齢介護課> 地域密着型サービス> 報酬算定に関する質問
ホーム> 高齢介護課> 居宅介護（介護予防）支援> 報酬算定に関する質問

介護保険事業者からの質問は質問票で受け付けています

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2019年4月9日更新

介護保険事業者からの介護保険給付や運営基準に関する問い合わせは、質問票で受け付けています。

質問票をダウンロードの上、ファクスまたはメールで提出してください。

いただいた質問票に対する回答をデータにまとめ、事業者に情報提供するなどの有効活用をする予定ですので、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

電話での問い合わせに関しては、次のような問題が生じるため原則受け付けできませんので、ご了承ください。

- ・質問者と回答者のそれぞれが残した記録の内容に違いが生じる可能性がある。
- ・介護保険事業の従事者として、法令遵守や資質向上に繋がらない。
- ・回答した内容を事業所内で共有できていない（同じ質問を同じ事業所の別職員から受ける事例）。

質問票

- ・ [介護保険事業者質問票](#)（Excelファイル 34KB）

提出先

高齢介護課認定・指導グループ宛に、ファクスまたはメールで提出してください。

- ・ファクス：0829-30-9131
- ・メール：koreikaigo@attmark-city.hatsukaichi.hiroshima.jp
※「@マーク」を「@」に変えて送信してください（スラムメール対策）

介護サービス関係Q&A

- 厚生労働省の次のページにQ & AがExcel形式で掲載されていますので、参考にしてください。

厚生労働省 🔍

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 介護・高齢者福祉
> 介護サービス関係Q&A

福祉・介護 介護サービス関係Q & A

- 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

- Q & Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものととなりますので、各種法令等と併せてご活用下さい。
- 「サービス種別」や「基準種別」毎の分類については、主に該当する事項について便宜的に区分をしています。したがって、「人員基準」にも「報酬関係」にも該当する場合は、どちらか一方に分類しておりますので、ご注意ください。
- Q & Aには、様式や解説図表について省略しているものがありますので、ご注意ください。

- Q & A集
 - ▶ [X](#) [介護サービス関係Q&A集](#) [XLS形式: 3,004KB] [📄](#)
 - ▶ [PDF](#) [介護サービス関係Q&A集](#) [PDF形式: 2,207KB] [📄](#)
- Q & A集 掲載文書一覧
 - ▶ [PDF](#) [PDFファイルへのリンク](#) [PDF形式: 33KB] [📄](#)
 - ▶ [X](#) [Excel](#) [XLS形式: 26KB] [📄](#)

メールアドレスの登録について

- 廿日市市では、介護保険制度関係の最新情報、感染症・災害などの情報について、メールによりお知らせしているところ。
- 現在、指定（更新）申請時に提出いただいた書類に記載されたアドレスに送信しているところですが、担当者の異動などによりメールが届かない場合があります。
- **現在のメールアドレスを変更したい、受信するアドレスを追加したい場合のメールアドレス登録サイトを開設**しましたので、こちらから手続きをしてください。

登録項目

- 事業所番号
- 事業所名
- メールアドレス
- 変更月
- （サービス種類）
- 電話番号
- 担当者名

登録に当たって

- 変更日は、原則、登録した**翌月の1日**からです。
- 事業所番号に対し、最大3つまでのメールアドレスが登録できます。
- サービスごとにメールアドレスを登録したい場合は、複数の申請が必要です。
- 事業所番号・事業所名で管理していますので、運営する法人が同一であっても、事業所番号・事業所名が異なる場合は、それぞれで登録してください。



メールを送信しても受信できないとして、リターンとなる場合があります。



重要なお知らせもお送りしておりますので、確実に受信できるアドレスとしてください。

登録方法

- 電子申請システムから手続きいただけます。

廿日市市 高齢介護課

ホーム> 高齢介護課> 地域密着型サービス> 変更・休止・廃止の届出> メールアドレスの登録・変更
※居宅介護支援、総合事業も同様。

変更・休止・廃止の届出

[変更届などの様式集](#)

メールアドレスの登録・変更

廿日市市からの情報は、原則メールにより配信していますので、メールアドレスを登録・変更する場合は、[電子申請システム](#)（外部リンク）から手続きを行ってください。

事業所番号 必須

事業所番号を入力してください。（半角英数）
事業所名が同一で複数の事業所番号がある場合は、[事業所番号ごとに申請](#)してください。

事業所名 必須

事業所名を入力してください。

メールアドレス (その1) 必須

登録・変更したいメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

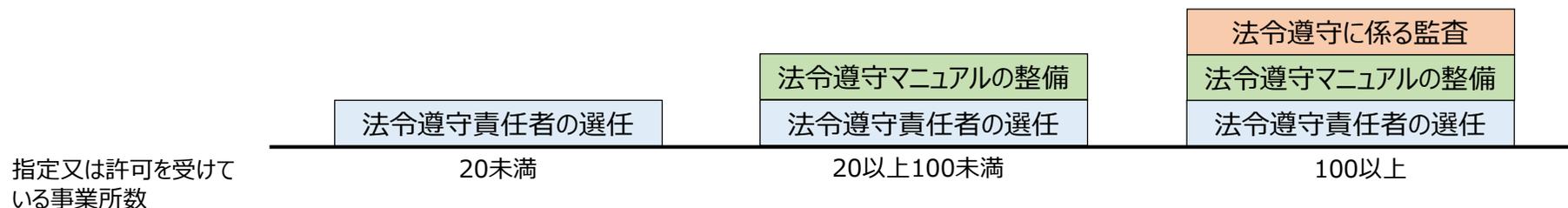
指導・監査事例等について

- 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、都道府県・市町村は、サービス事業者等に指導監督を実施。
- 指導は、利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼としているところ。
- 令和2年度に実施した実地指導の結果、改善を要するものとして指摘した主な内容は、次のとおりですので、参考にいただき、適正な運営をお願いします。

サービス名	指摘事項
居宅介護	<p>「利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。」に基づく利用者への説明手続きが取られていなかった。</p> <p>早急に説明書等へ追記し、新規利用者に対して適切に対応すること。また、現在の利用者に対しては個別に説明書を作成し、利用者へ再度説明したうえで同意を得て、複写を市へ提出すること。</p>
地密通所	<p>利用者5人について、居宅サービス計画書に位置づけられていない通所介護サービス(週1回増)が行われている。介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に沿った通所介護を提供すること。</p> <p>また、利用者のサービス提供回数の増減が必要と認められる場合は、担当の介護支援専門員と連携をとり、居宅サービス計画書の変更が行われた後にサービス提供を実施すること。</p> <p>早急に居宅サービス計画書を確認し、施設の週間サービス計画表を作成のうえ、複写等を市へ提出すること。</p>
訪問看護	<p>(1) 現在、サービス付き高齢者向け住宅において介護保険の訪問看護利用者が1月あたり18人となっており、これまで当該建物の利用者が20人以上となっていることが考えられる。1月あたりの利用者が20人以上となる場合、介護報酬の同一建物減算10%が適用されるため、過去2年間のケースについて、自主点検をすること。</p> <p>(2) 緊急時訪問看護加算が算定されているが、利用者の同意がとられていない。この加算の趣旨をよく説明して重要事項説明書とは別に同意をとること。</p>
地密通所	<p>利用者3人について、居宅サービス計画書に位置づけられていないサービスが行われている。介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に沿った通所介護を提供すること。また、利用者のサービス提供回数の増減が必要と認められる場合は、担当の介護支援専門員と連携をとり、居宅サービス計画書の変更が行われた後にサービス提供を実施すること。早急に居宅サービス計画書を確認し、施設の週間サービス計画表を作成のうえ、居宅サービス計画書及び週間サービス計画表の複写を市へ提出すること。</p>
地密通所	<p>(1) 概ね年1回程度、自己評価を実施すること。</p> <p>(2) 推進会議を概ね6か月ごとに開催し、廿日市市高齢介護課もしくは地域包括支援センターの職員が欠席の場合は議事録を提出すること。</p> <p>(3) 契約書の緊急連絡網が記載されていないものが見受けられた。記入しておくこと。</p>

業務管理体制の整備に係る届出について

- 事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられている（介護保険法第115条の32～34）。
- 指定介護サービス事業を行う事業者は必ず、運営する事業所数に応じて
 - ①必要な体制を整備し、
 - ②所管の行政機関に届け出なければならない。



1 届出先

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

2 届出内容

区分	届出内容
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
法令遵守規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
業務執行の状況の監査	業務執行状況の監査方法の概要

3 変更届

- ・法人の組織変更等により届出内容に変更が生じた場合には、変更届出が必要。
- ・事業所所在地の拡張等により、届出先に変更が生じた場合には、変更前、変更後にそれぞれの行政機関に届出が必要。

 提出先が廿日市市の場合は、高齢介護課認定・指導グループまで届け出てください。様式は、廿日市市ホームページに掲載しています。

事故報告について

- 介護保険施設においてサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされているところ。
- 廿日市市においては、**介護保険施設に限らず、グループホーム、訪問介護・通所介護などの居宅系サービスについても、事故報告をお願いしています。**

- 介護サービス提供中に事故が発生した場合は、次のとおりの対応が必要。
 - ・市町村（利用者の保険者である市町村及び介護サービス事業所の所在する市町村）、当該利用者の家族、当該利用者に関する居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - ・事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。
 - ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

報告対象

- (1) 利用者が死亡又は医療機関で治療を受けた場合
- (2) 利用者の財物を破損又は滅失したため、利用者などの間に紛争が起こった場合
- (3) 上記以外の事故であっても賠償すべき事故が発生した場合又は損害賠償を行うこととなった場合
- (4) その他事業所の管理者が必要と判断した場合

報告期限

- ・第1報は、少なくとも事故報告の様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに（遅くとも5日以内を目安に）提出すること。
- ・その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等について作成次第、報告すること。

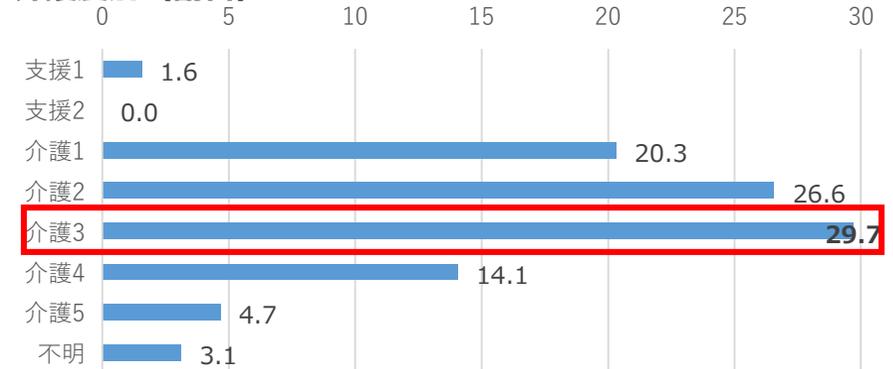
報告様式

廿日市市ホームページにおいて、事故報告の様式を掲載しています。報告の際は、現在アップロードされている様式を用いてください。

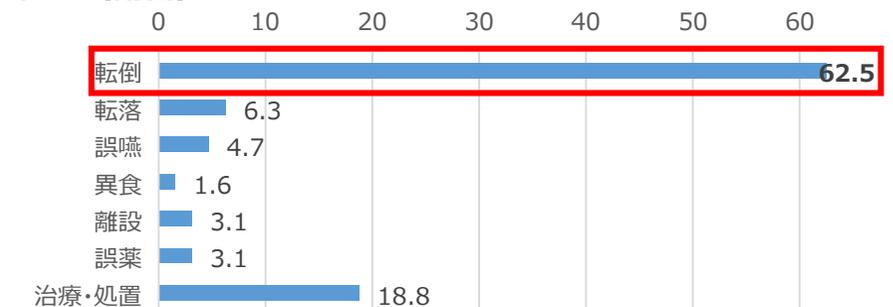
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/36/39789.html>

- 令和3年4月1日から令和3年9月30日までで廿日市市に事故発生[○]の報告が64件あり、介護度・種別は次のとおり。

介護度別（割合）



種別（割合）



- 再発防止策として、「居室導線の変更」、「センサーマットの使用」、「誤薬を防ぐための声出し確認」、「事業所内でのミーティング」などが挙げられている。

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について（その1）

- 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、事業所自らが設置するもの。
- 構成員、開催頻度は、次のとおり。

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
名称	介護・医療連携推進会議	-	運営推進会議	運営推進会議	運営推進会議	運営推進会議	運営推進会議	運営推進会議	運営推進会議
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等	-	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催頻度	6月に1回以上	-	6月に1回以上	6月に1回以上	2月に1回以上	2月に1回以上	2月に1回以上	2月に1回以上	2月に1回以上
根拠(省令)	第3条の37	-	第34条	第61条による第34条の準用	第88条による第34条の準用	第108条による第34条の準用	第108条による第34条の準用	第157条による第34条の準用	第182条による第34条の準用

運営推進会議の内容例

・運営推進会議の議題、検討内容として次のものが考えられます。なお、これらはあくまでも例示であり、これらに限られるものではありません。

- 事業所の運営方針説明
- 活動状況（行事等、レクリエーション等）報告
- 利用者の状況報告
- 利用状況（人数、介護度等）報告
- 防火・防災訓練実施の検討
- 地域行事への参加の検討
- 利用者や家族からの要望及び苦情等に関する報告
- 地域住民代表からの要望や意見
- ヒヤリ・ハット、事故、苦情報告
- 職員の研修状況報告

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について（その2）

運営推進会議の開催

①日程調整

- ・構成員の都合を確認したうえで、おおむね1ヶ月前までに日程調整を行ってください。
- ・市職員又は地域包括支援センター職員については、事業所の所在する地域ごとに分担して出席するようにしていますので、所在地域に応じて、本庁又は支所に連絡してください。

②開催連絡

- ・会議を円滑に進めるため、会議内容や資料を事前に送付・送信するように努めてください。
- ・資料の作成に当たっては、会議記録は公開されることが前提であることから、**個人が特定できないよう十分に留意**してください。

③運営推進会議開催

- ・運営推進会議の進行例として次のとおり考えられます。
- ① 管理者挨拶
- ② 自己紹介
- ③ 事業所の運営方針、サービス内容等の説明
- ④ 活動状況、利用状況報告
- ⑤ ヒヤリ・ハット、事故、苦情報告
- ⑥ その他の報告等
- ⑦ ③～⑥についての質疑応答
- ⑧ 意見交換（地域の助言、家族の要望等）
- ⑨ 閉会の挨拶

④会議記録の作成・公表・保存

- ・運営推進会議を開催したときは、次に掲げる事項を記した会議記録を作成してください。
- 事業者名・住所
- 開催日時・場所
- 参加者
- 当日の次第
- 報告事項
- 意見交換、質疑応答
- その他必要な事項
- ・会議記録は、各事業所において窓口など訪問者が見やすいところに設置や掲示を行うとともに、2年間保存してください。

行政関係の日程調整・議事録送付

- ・日程調整、運営推進会議終了後の議事録の送付先は、次のとおり。

地域	調整・送付先	
廿日市	福祉保健部高齢介護課又は地域包括支援センターはつかいち	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号（本庁）
佐伯	佐伯支所市民福祉グループ又は地域包括支援センターさいき	〒738-0292 廿日市市津田1989番地（佐伯支所）
吉和	吉和支所市民福祉グループ又は地域包括支援センターさいき	〒738-0301 廿日市市吉和3425番地1（吉和支所）
大野	大野支所健康福祉グループ又は地域包括支援センターおおの	〒739-0492 廿日市市大野一丁目1番1号（大野支所）
宮島	宮島支所市民福祉グループ又は地域包括支援センターおおの	〒739-0595 廿日市市宮島町1165番地6（宮島支所）

医療費控除の取扱いについて

- 介護保険サービスを利用した場合や治療上必要なおむつを購入した場合に、所得税・市県民税の医療費控除の対象となる場合があるところ。
- 当該対象となるサービス・領収書の様式等について、国税庁ホームページや介護保険最新情報等において情報発信がされている。
- なお、介護サービス利用者から事業所が発行する領収書では、医療費控除の対象額がわからないといった意見が出されていることから、今一度内容を確認いただきたい。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 老健局 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る
医療費控除等の取扱いについて
計8枚（本紙を除く）

Vol.565

平成28年10月03日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3937)
FAX：03-3503-7894

(改正後)

別紙様式

(様式例) 居宅サービス等利用料領収書 (平成 年 月 分)

利用者氏名					
費用負担者氏名		続柄			
事業所名及び住所等		(住所:)		印	
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称					
No.	サービス内容/種類	単 価	回数 日数	利用者負担額 (保険・事業対象分)	
①					円
②					円
③					円
④					円
⑤					円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単 価	回数 日数	利用者負担額	
①					円
②					円
③					円
領 収 額				円	額収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額				円	

(注) 1. 本様式例によらない領収紙であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

なお、利用者自身が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合には、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。

2. サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。

3. 訪問介護事業者については、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担(保険対象分)のうち、生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額(保険対象分)の合計額を記載してください。

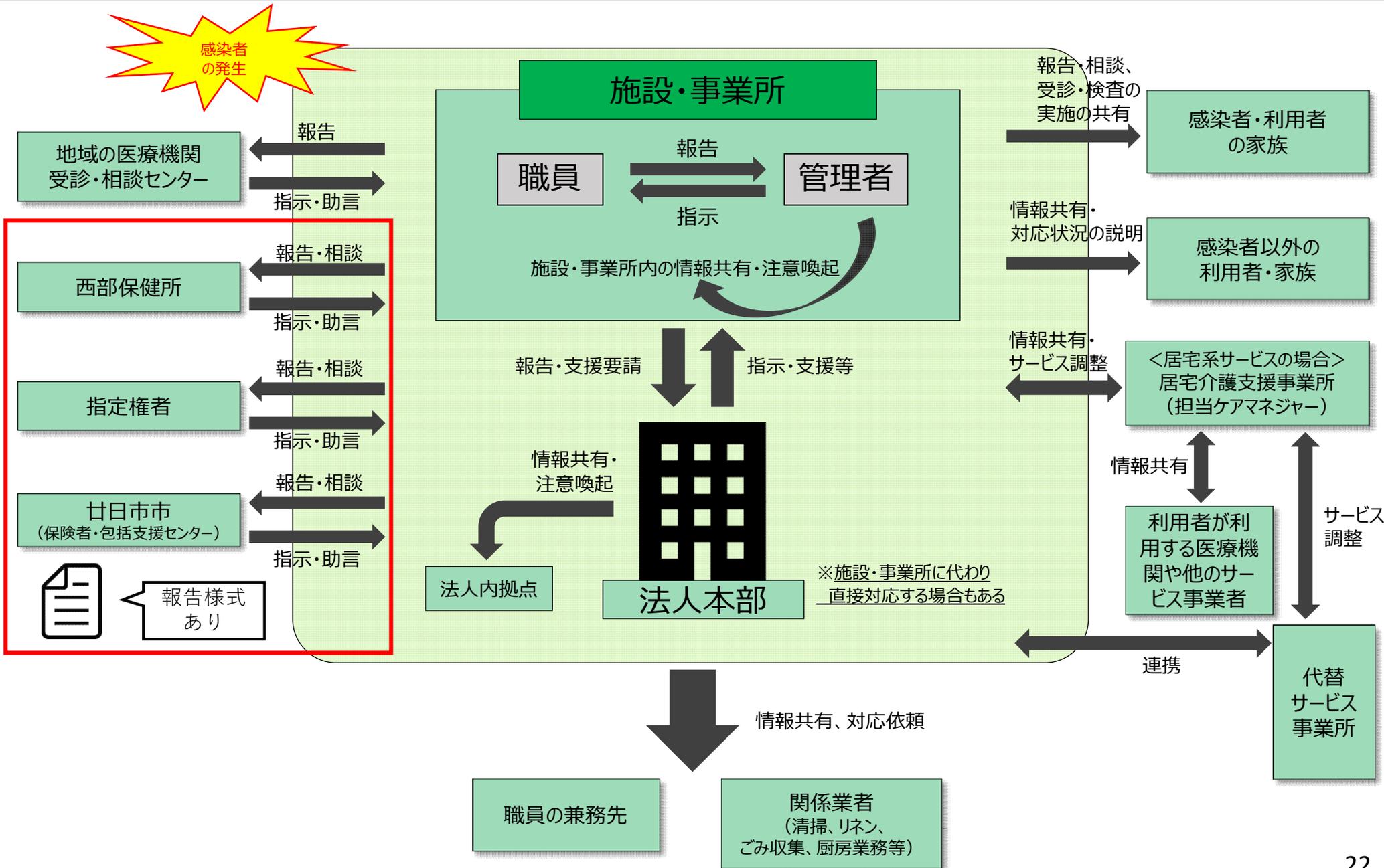
4. 同一事業所に係る事業者については、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担(事業対象分)のうち、日介護予防訪問介護又は日介護予防通所介護に相当するサービスに係る利用者負担(事業対象分)の合計額を記載してください。

5. この領収紙を発行する居宅サービス事業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入居療養介護、定期巡回型訪問介護・看護、療養型サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入居療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。

6. 医療費控除を受ける場合、この領収紙を確定申告書に添付するが、確定申告の際に提示してください。

その他お伝えしたいことについて

廿日市市新型コロナウイルス感染者発生時の報告・情報共有先



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和3年度予算：1,167,208千円
 (令和2年度予算額：1,167,208千円(令和2年度第3次補正予算：4,193,698千円))

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕**のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議時資料より

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 (※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	1/2 1/4 1/4	i ii	なし なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設

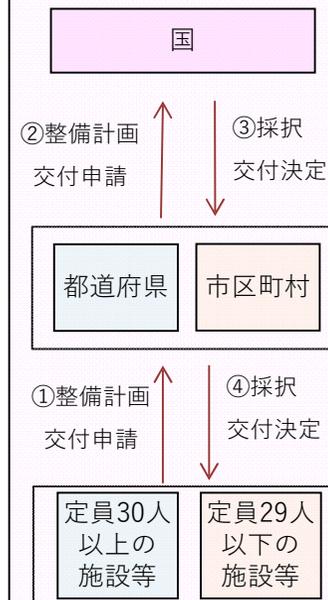
施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	1/2 1/4 1/4	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	なし	なし	なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
 また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし

補助の流れ



- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

令和3年度地域医療介護総合確保基金（介護分）
協議時資料

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
 （対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞
 ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
 ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。＜令和5年度までの実施＞
 ※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和3年度予算：公費618億円の内数（国費412億円の内数）

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化(*)に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

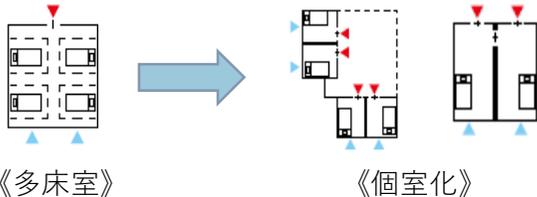
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

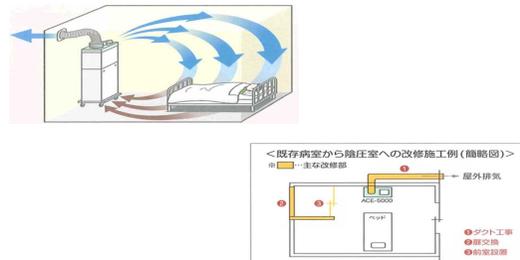
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



令和3年度地域医療介護総合確保基金 (介護分) 協議時資料

③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

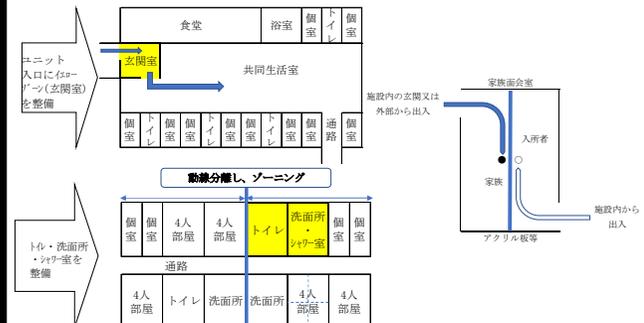
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- ③ 2方向から出入りできる家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算案から実施



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。 ※赤字下線は令和2年度補正予算及び令和3年度新規・拡充メニュー

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイントの活用支援
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、多様な働き方の導入 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成

等

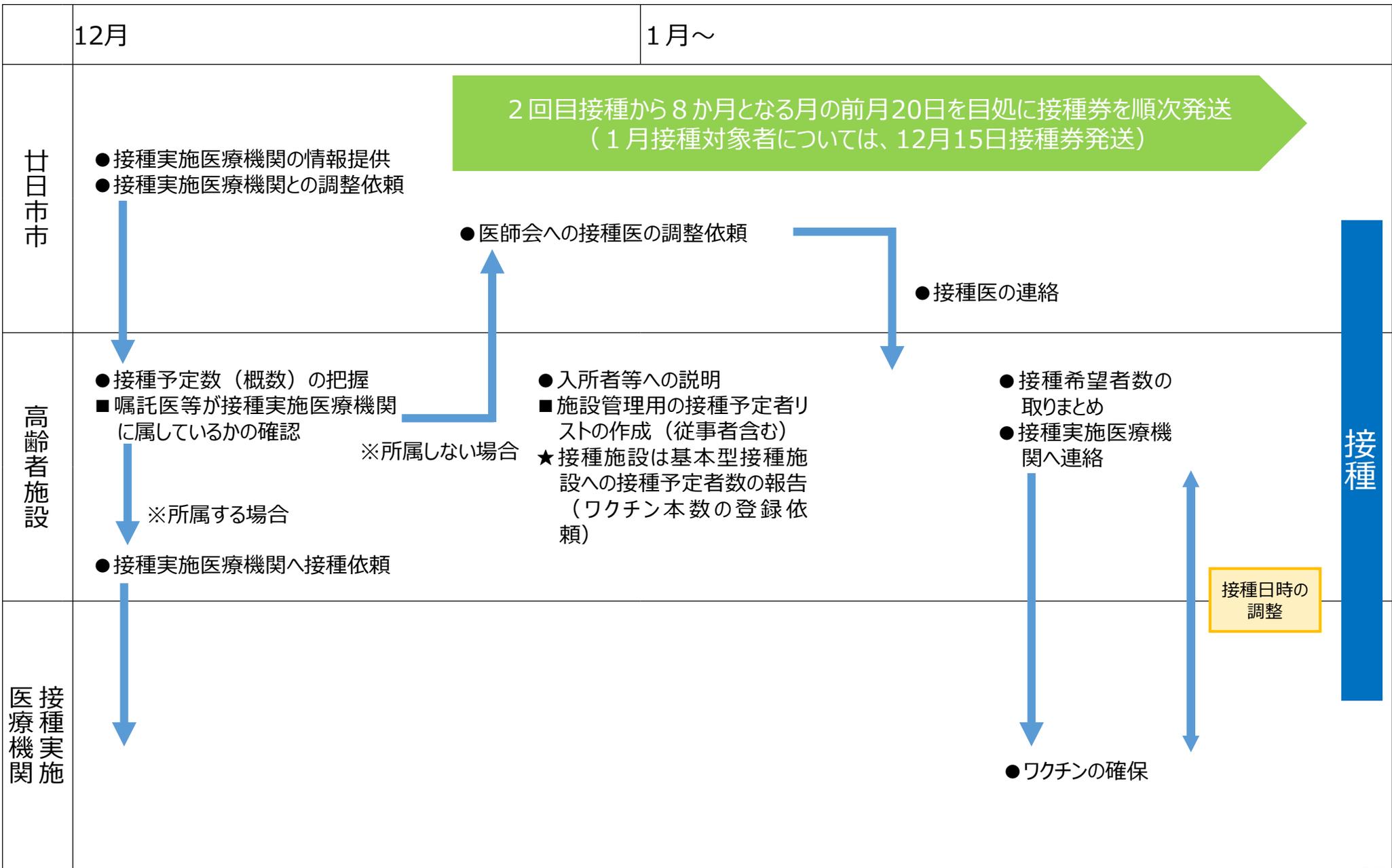
労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)
※拡充分は令和5年度まで
 - ・ 介護事業所への業務改善支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(令和3年度まで)

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

高齢者施設における3回目接種スケジュール



接種